

社会福祉法人 三ヶ山学園

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三ヶ山学園（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給せず、「職員給与規程」による通勤手当や出張旅費弁償のとおりに費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、出張旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

- ①大阪府以外近畿圏内 = 7,000円
- ②大阪市内 = 5,000円
- ③大阪府北摂、河内地区 = 5,000円
- ④堺市以南 = 3,000円

(2) 監事が、監査をした場合の費用弁償

- ①大阪府以外近畿圏内 = 7,000円
- ②大阪市内 = 5,000円
- ③大阪府北摂、河内地区 = 5,000円
- ④堺市以南 = 3,000円

(改正)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改正することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。